



# 従業員の健康管理に 歯科特殊健康診断を 行っていますか？

**労働安全衛生法第66条の定めにより**

事業所は労働者の健康に影響を及ぼす  
有害な物質を取り扱う場で働く人に対して

**歯科医師による  
定期的な歯科特殊健康診断**  
を実施しなければなりません。



▲歯の酸蝕症(製造業、酸洗い作業) 写真提供:矢崎 武先生

## 【主な職業】

『塗装業』『メッキ業』『バッテリー製造業』『金属加工業』など  
金属製品の腐食、サビの除去や鋳止め加工などを行う事業場

## 【対象となる有害物質】

塩酸

硝酸

硫酸

亜硫酸

フッ化水素

黄リン

その他の歯または歯周組織に有害な物質等があります。



一般社団法人 千葉県歯科医師会

# 歯科医師による 歯科特殊健康診断



事業所は労働者の健康に影響を及ぼす有害な物質を取り扱う場で働く人に対して  
歯科医師による歯科特殊健康診断(雇入れ時、配置替え時、その後6か月以内に1回)を  
実施しなければなりません。

これは事業者にとって**50万円以下の罰則付き義務**です。

## 歯科医師の役割



1. 労働者のお口の健康診断を行います。
2. 労働者の健康管理において  
意見を述べることを業務としています。

## ◆対象となる有害物質◆



その他の歯または歯周組織に有害な物質等があります。

- |             |              |                 |             |
|-------------|--------------|-----------------|-------------|
| ● アクリルアミド   | ● 臭化メチル      | ● ニトログリコール      | ● 有機リン化合物   |
| ● アルキル水銀化合物 | ● シアン化物      | ● パラ・ニトロクロルベンゼン | ● 沃(ヨウ)化メチル |
| ● 塩素        | ● 水銀、その無機化合物 | ● 硒素、その化合物      | ● 硫化水素      |
| ● 塩化メチル     | ● セレン、その化合物  | ● フッ化水素         | ● 硫酸ニコチン など |
| ● カドミウム     | ● トリクロルエチレン  | ● ペンタクロロフェノール   |             |
| ● クロム、その化合物 | ● 鉛、その化合物    | ● マンガン、その化合物    |             |
| ● 五酸化バナジウム  | ● 二酸化硫黄      | ● 有機溶剤          |             |

お問い合わせは、事業所または事業場のある郡市歯科医師会  
または千葉県歯科医師会までご連絡ください。



一般社団法人 千葉県歯科医師会

〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港32-17  
TEL: 043-241-6471 FAX: 043-248-2977

<https://www.cda.or.jp/>

